

〈研究論文〉

「日本人漂流民送還と外交文書」の補足

— 「皇賞」の銀牌と「長崎鎮府之印」 —

松尾晋一*

はじめに

以前「日本人漂流民送還と外交文書」¹で、宝暦元（1751）年に清からの日本人漂流民送還に関連して長崎奉行が発給した外交文書の紹介を行った。本稿では、その後新たに確認できた事項に関して若干の検討を加える。

そのひとつは、清朝の乾隆帝が日本人漂流民へ下賜した銀牌についてである。後述するが「皇賞」の銀牌は、宝暦期以降複数回乾隆帝が日本人漂流民に下賜している。これらのうち原物が確認できるのは、平戸松浦史料館蔵のものだけである。『松浦史料博物館什器類目録』（昭和37年）には「両牌：南鐐銀青色、国内旅行用漂着清人のもの」とあって、これに劉序楓は内容が「ややずれている」と指摘している²。本稿では、これと宝暦期のものを比較分析する。

もうひとつは、長崎奉行菅沼定秀が「大清福建泉州府廈門海防廳許爺」、「大清浙江寧波府鄞縣正堂黄爺」に宛てた「回咨」に用いた「長崎鎮府之印」の印影についてである。長崎奉行は旗本が担う職で、外交や長崎市中の支配、そのほかキリスト教政策などを担い、西国の大名家とも深く関係することがあった³。長崎奉行から大名などへの発給文書は確認できるが、そのなかで長崎奉行の印章を用いた事例は管見の限

りない。そうした意味では、長崎奉行の外交文書のみで用いられた可能性が高く、この点の確認を行う。

1. 「皇賞」の銀牌

1-1 清朝皇帝と日本人漂流民

【写真1】



宝暦元（1751）年十二月二十三日、長崎奉行所御用場で山崎仁左衛門・松本弥左衛門立会いの下、清から日本に送還された陸奥国神力丸船頭で南部出身の又五郎ほか五人と唐人童天榮、黄福に尋問が行われた。彼らは寛延三（1750）

*長崎県立大学地域創造学部教授

年十一月十七日、又五郎・伊七郎・利兵衛・利右衛門・長介・伝六・文治・五兵衛の八人で江戸へ向けて南部盛岡郡を出船（十六端帆船）した。しかし逆風にあつて漂流し、翌年三月四日に福建省の付近にたどり着いた。その後、寧波から長崎へ送還され尋問を受けたのだった。又五郎ら六人は、寧波で当時の清朝の皇帝乾隆帝から「皇賞之銀牌」を下賜された。

「外国通覧 唐国福建省江漂流記問答」には、これが描かれている【写真1】。表中央に「皇賞」とあり、これを挟むように五爪の龍紋が対で描かれ、下に海のある構図である。「龍牌」

と言われるもので、黄福は漂流民にこれを渡す際、「首にかけ候節は大切にいたし、貴き人に逢候ても、礼拝など不致やうに」と伝えている⁴。

こうした皇帝から日本人漂流民への銀牌の下賜は、帰国年でいうと宝暦元（1752）年陸奥国神力丸7枚、宝暦五・六（1755・56）年江戸福聚丸1枚、宝暦九（1759）年志摩国若市丸3枚、宝暦十二（1762）年15枚の計26枚が記録上確認できる⁵。

1-2 松浦史料博物館蔵の「皇賞銀牌」

【写真2】



【写真3】



【写真4】



【写真5】



松浦史料博物館蔵（縦97mm:3寸程 横65mm:2寸程 厚3mm）の銀牌は、「両牌 一枚」と墨書された木箱のなかに包紙、原寸大の写【写真4】と由来書の二紙が添えられている。原物は若干の劣化や破損などがみられるものの、原寸大の写により原形を知ることができる。

これを見ると、中央に皇賞とあり、その両側に龍があしらわれる構図は二つの共通点である

ものの、形状が異なることがわかる。また、紐についても神力丸のものが上部に穴が一つ、下部に二つあるのに対して、松浦史料博物館蔵のものは上部に穴が二つ、下部に一つと異なる。松浦史料博物館蔵のものの由来書には、「塙檢校知己ノ御旗本衆ノ蔵也、兼業秘メ名ヲ云ス、銀ハ當時ノ南鐐銀ノゴトシ、糸ハ黄糸ニ二筋ホト赤キ糸マダゲル、二ツノ玉ハ角ヲ赤クソメタルモノ也、下ニ玉ノ如ナルモノアルハ糸ナリ」とあり、紐に着いた玉は上の二つ。下の玉に見えるものは糸玉であることがわかる（【写真4】を参照）。従って、【写真3】の糸は糸玉がほどけたものと考えられよう。

以上から神力丸のものと松浦史料博物館蔵のものとの形状が異なることがわかるわけだが、これら以外の形状もあった。宝暦八（1758）年志摩国若市丸が伊勢沖で遭難して、台湾に漂着した。その後、厦門、福州、寧波、そして乍浦から長崎に帰国した。この時帰国したのは三人で、「龍牌」を南京で一人ずつに渡された。龍牌については、「六寸四方形の銀の板金に文字を彫附候に、赤きふさを附、一人に一枚つゝ御渡し、そは海上山中里ともに、此札持候人は、いかやうなる所へ踏迷ひ参候ても、人見附と大切に介抱いたし、本道へ案内いたし候よし、唐中の切手のやうなるものに御座候、随分日本の地へ着候までは、大切に首にかけ参候やうにと申付られ候」と記録されている⁶。これに皇賞の文字があったか不明だが、寸法も先に紹介したのものとは違い大きく、形状も四角形である。

この例などもふまえて考えると、銀牌はすべてのもが同一ではなく、その都度作成されていたと考えた方がよさそうである。

1-3 松浦史料博物館蔵の銀牌

松浦史料博物館蔵のものについて劉序楓氏

は、「恐らく長崎奉行所から何らかのツテをもって平戸藩が入手したものと思われる」⁷と推測している。しかし、これが誤っていることは、先述した由緒書から判明し、塙檢校、すなわち塙保己一知己の旗本の蔵にあったことがこの記述からわかる。松浦家は塙の伝手で銀牌を入手したのである。塙が檢校になったのが、天明三（1783）年であるから、これ以降、彼が没する文政四（1821）年以前に松浦家の手に移ったと推測され、当時の松浦家当主清（後の静山）が所望したと考えられる。塙保己一知己の旗本に関しては、現在のところ不明で、そのためこの旗本が手に入れた理由なども掴めない。

ただし、可能性の幅を狭めることはできる。すなわち、宝暦二年の神力丸の船員が下賜されたものは長崎奉行所で取り上げ、彼等に文銀三枚を与えている。伝六は龍牌を下賜されたものの死亡した。そのため妻子に文銀三枚さずけることが長崎奉行所より示されている⁸。また宝暦九（1759）年に志摩国若市丸の船員が乾隆帝から下賜された銀牌の場合、彼らが長崎到着後すぐに銀牌（「板金」とある）は長崎奉行所に取り上げられていて、代金として丁銀二枚が渡された⁹。こうした事例をふまえると、塙の入手先も長崎奉行関係者、もしくはその伝手で手に入れた者と、推測できる範囲が絞られるのである。これ以上の点は、今後の課題としておきたい。

ところで、松浦史料博物館蔵の包紙には「安永年中漂流之人清朝之 王ヨリ給テ國中巡行之符也」と書かれている。宝暦元（1751）年の日本人漂流民送還関係の史料では、乾隆帝を指して「帝王」（1772-1781）が使用されているところをここでは「王」と記してこの点は気になるが、それ以上に「安永年中」をどう理解すべきか悩む点である。記述されたことを

そのまま読むと、安永年中に漂流した日本人が、乾隆帝から下賜された銀牌と理解すべきであろう。

劉序楓の研究によると、明和四（1767）年の筑前国本宮丸の漂流民が送還されてきた際、船主汪繩武が偽造の嘉興府知府の咨文を持参したことで、咨文は返却され、今後咨文が送られてきても返輸しないことが清朝側へ伝えられていた¹⁰。これをふまえると清朝側は以後咨文、あるいは銀牌を日本へ送ることはなかっただろうと推測できる。しかしこの包紙の上書を信じれば、咨文の発給はなかったかもしれないが、日本人漂流民への銀牌の下賜がなされたケースがあったということになる。現存する銀牌に附属する情報に關係する塙保己一、松浦清は、安永期に存命中であり、誤記と積極的に疑う時差はない。

安永年中にも日本人漂流民が清から帰還した事例はある。例えば、安永四年永福丸の船員十五名が帰国した際の尋問における問答のなかに「一、於唐国竜牌被相与候儀無之候哉、且金銀貫請候儀は無御座候哉、吟味に御座候、海竜牌被与候儀無御座候。金銀は一向貫不申候」とある¹¹。こうした例をふまえると、長崎奉行所としては竜牌を日本人漂流民が下賜されることが常態化しているとの認識を前提に尋ねていたとみることができる。ただしこの時は、受け取っていない。また、安永八（1779）年に摂津国屋半十郎の船住吉丸が伊豆沖で遭難して福建省に漂着した。この時の漂流記である『中華漂流記』¹²には、南京で下されたものが記されている。そのなかに銀牌はない。松浦史料博物館蔵の銀牌が清朝の皇帝から日本人漂流民に下賜された年代に関して、今後さらなる検証が必要である。本稿では問題提起だけにとどめておく。

2. 「長崎鎮府之印」の印影

2-1 長崎奉行発給の「回咨」

福建省の秦嶼港に漂流した南部盛岡郡の又五郎などが、宝暦元（1751）年に清から日本へ送還された。この時、未拾壺番船主鄭青雲・同船客黄福・同船客童天榮は、六月一日付（廈門を出船した日付）福建省泉州廈門海防庁及び十一月一日付¹³浙江省寧波府鄞県の地方官僚から「日本国王」宛ての咨文を持参した。そして彼らは尋問時に、「官府の役人等心を添られ、書状をもつて本船の護照を頼、請往來三ヶ月を限り、往還無沈滞、難商之苦無之候様被申付候」とこれまでの経緯を説明し、「各所に官府等貴国王上之御返書を相待申候、その上にて北京へ罷越、御返答申上相仕舞度奉存候」との希望を伝えた。日清間に国交がない条件下で、こうしたことは異例であった¹⁴。

長崎奉行菅沼定秀は、この求めに判断ができず在江戸の同役松浦信正、そして老中御用番本多正珍に宿次で状況を伝えた。『通航一覽』¹⁵には江戸の対応が、「御老中方被仰聞候は、先年より日本人渡海の儀数度有之候へとも、此度の如く委細に書付差上候儀無之由にて、御満悦被思召候」と記されている。これにより、日本人漂流民に関する詳細を記した書付を清から届けられた事例が従来なかったとの認識であったことが確認でき、「御満悦」と記されているように清朝から書付が送られてきたことを好意的にとらえられていたとわかる。ここで「御満悦」だったのは將軍家重であろう。幕府は清朝の地方官僚への返輸を長崎奉行菅沼定秀から直に遣わすようにと命じた。幕府は清朝と国交がなくとも、現場レベルでの公文書のやり取りに抵抗感を持たずにいたことになる。

江戸からの指示を受けた菅沼は、向井元仲¹⁶、

田邊八右衛門¹⁷、森仁兵衛¹⁸を呼び出し評議して和文を仕立てさせ、これを漢文に書き改めさせた¹⁹。清朝からの咨文は「日本国王」宛てであったが、清朝の地方官僚への回答は江戸で文案を作成したのではなく、こうして菅沼定秀の下で宝暦二（1752）年二月念（廿）八日付の「大清福建泉州府廈門海防廳許爺」、「大清浙江寧波府鄞縣正堂黃爺」宛ての「回咨」が作成されたのであった。これに「長崎鎮府之印」が捺された。

長崎奉行就任者の発給文書で長崎奉行の印章を用いたものを確認できるのは、管見の限りこれのみである。外交文書で用いることを前提としてか、「奉行所」の唐名「鎮府」が用いられているわけで、もしかするとこの宝暦二（1752）年に作られた印章なのかもしれない。

2-2 「長崎鎮府之印」の印影写と印影

長崎奉行菅沼が作成した原本は清へ送られたので当然日本に残っていない。しかし「大清福建泉州府廈門海防廳許爺」宛「回咨」写（【写真6】²⁰）とは別に、印影の写しを「外国通覽

唐国福建省漂流記問答」²¹（【写真7】）で確認することができる。

【写真6】と【写真7】を比べると、「長」「崎」「印」が異なることがわかる。単なる原本からの写し間違いとも考えられず、それぞれ別のものを参照したとここでは考えておきたい。

【写真6】



【写真7】



では実際の印影はとなるが、先に述べたように実際の文書での使用例を確認できないものの、長崎歴史文化博物館収蔵の福田家文書に「先哲遺墨 式」²²があり、そのなかに【写真8】があつて、長崎奉行所が関係する発給文書に捺された印が五つ捺され、印字と用法が記されている。

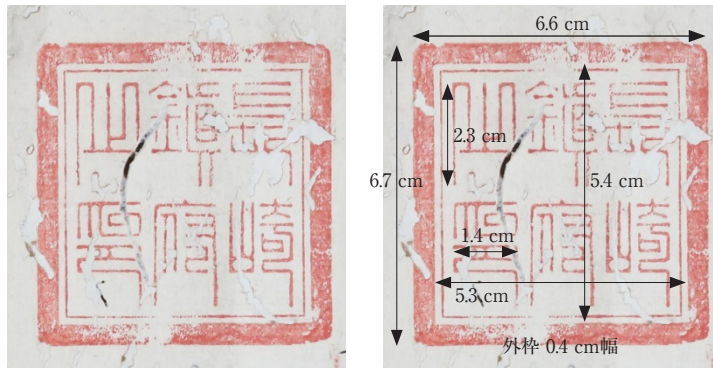
【写真8】



右から二つ目が「長崎鎮府之印」であり、書簡に用いられたことがここからわかる。この書簡

とは、先述したように外交文書であろう。これ以外は、信牌に用いられるなどしたものである²³。

【写真9】



この「先哲遺墨 弍」の印影【写真9】²⁴と【写真7】の印影写を比較すると、例えば「長」と「印」の印字が異なることが確認できる。従って、原本を参照したとは考えづらい。また、【写真6】の印影写しは、縦72mm×横72mm、内側は、縦69mm×横58mmで、内側2mmに枠があり、さらにその内側に印字がある。印のサイズがそもそも異なり、こちらも「長」と「印」の印字が異なっていて原本を写したとは考えにくい。

これらの点をふまえると、オリジナルと現在確認できる印影写の間に別の写が存在する可能性が高いように思う。長崎奉行の外交文書を確認できるのがこの時期だけと短期間で事例も限定されるが、情報流通の点からも引き続き写の収集につとめ、比較検討をすることが重要であろう。

おわりにかえて

日本と清が国交を結んでいないなかで、公的な立場の役人が相互に文書を発給していた事実は、たとえ一時期とは言え公的な結びつきがあったことになるわけで、従来の「鎖国」研究を考えると非常に面白い事例と言える。殊に今回扱った事例にそうと、日清関係は惰性で変化な

く関係が続けてきたわけではないことは明らかである。岩井茂樹は日清関係を「沈黙外交」と表現するが²⁵、こうした言葉では言いつくせない歴史があるわけで、この点をふまえた日清関係の分析を今後行う必要がある。

ところで、何故長崎奉行の外交文書作成があり得たのか。それは幕府が現状維持に固執せず、状況に応じて対応し得る政治感覚を備えていたからだと考えられる。そしてこれは幕府のみならず、清朝も同様であったからであろう。両国のこうした政治文化の類似性をふまえた政治外交史研究を深化させるためにも、さらに本稿で取り扱った基礎的なことの確認を進めていくべきだと考える。

注

- 1 長崎市長崎学研究所紀要『長崎学』第4号、2020年。なお、これでは「宝暦元年 唐国福建省江致漂着候奥州南部之者六人口書」（長崎歴史文化博物館収蔵、14-3829）を紹介していなかった。『長崎関係史料選集 第1集』、長崎史学学習会、2004年）に翻刻もされているので、参照されたい。
- 2 劉序楓「『鎖国』体制下における日中交流—漂流・漂着船を通して—」（辻本雅史・劉序楓編著『鎖国と開国—近世日本の「内」と「外」—』国立台湾大学出版中心、2017年）113・114頁。
- 3 外山幹夫『長崎奉行』（中公新書、1988年）。鈴木

- 康子『長崎奉行 等身大の官僚群像』（筑摩書房、2012年）。木村直樹『長崎奉行の歴史 苦悩する官僚エリート』（角川書店、2016年）。
- 4 『通航一覧 五』（国書刊行会、1913年）475頁。
 - 5 前掲劉序楓「『鎖国』体制下における日中交流—漂流・漂着船を通して—」にある表2による（111・112頁）。
 - 6 前掲『通航一覧 五』451・452頁。
 - 7 前掲劉序楓「『鎖国』体制下における日中交流—漂流・漂着船を通して—」113・114頁。
 - 8 前掲『通航一覧 五』479頁。496頁。
 - 9 前掲『通航一覧 五』452頁。
 - 10 前掲劉序楓「『鎖国』体制下における日中交流—漂流・漂着船を通して—」44頁。
 - 11 前掲『通航一覧 五』338頁。
 - 12 東京海洋大学附属図書館越中島分館蔵290.9/C2/B。
 - 13 なお、護照は同月六日付。翌日寧波出口デカイ関を出船した（前掲『通航一覧 五』477頁）。
 - 14 下級官僚による咨文の発行には、清朝側の何らかの政治的考慮があったと劉氏は考えている（前掲「『鎖国』体制下における日中交流—漂流・漂着船を通して—」）。
 - 15 前掲『通航一覧 五』493頁。
 - 16 兼般。長崎聖堂第五代祭酒（藪田貫・若木太一編著『長崎聖堂祭酒日記』関西大学出版部、2010年、『新長崎市史 第二巻近世編』長崎市、2012年、751頁）。
 - 17 茂啓。長崎聖堂の書記役。長崎奉行の命を受けて『長崎実録大成』十六巻を編述した（前掲『新長崎市史 第二巻近世編』763頁）。
 - 18 「南部人 漂流記」には名前がなく、「手前」とある。従って、森仁兵衛が書き記した記録をもとに「南部人 漂流記」がまとめられたと、ここでは考えておきたい。
 - 19 前掲「唐国福建省江漂流記問答」。
 - 20 〔長崎奉行返礼書〕1402（B235-1）古河歴史博物館蔵。
 - 21 国立公文書館蔵 184-0254。
 - 22 長崎歴史文化博物館収蔵 福田14 44。
 - 23 信牌に用いられたものは石印で、「信牌方記録」に詳細が記されている（『享保時代の日中関係資料—近世日中交渉史料集二—』関西大学出版部、1986年、13頁）。
 - 24 徳川将軍の外交印と比較すると、1寸程小さい。古川祐貴「徳川将軍の外交印—朝鮮国王宛て国書・別幅から—」（松方冬子編『国書がむすぶ外交』東京大学出版会、2019年）を参照されたい。
 - 25 『朝貢・海禁・互市』（名古屋大学出版会、2020年）。

付記

【写真2】～【写真5】の撮影にあたっては松浦史料博物館久家孝史氏に、また【写真8】【写真9】の撮影および採寸にあたっては長崎歴史文化博物館矢田純子氏に、大変お世話になった。ここに記して謝意を表したい。

本研究は JSPS 科研費 18K00970、「19世紀中葉の東アジア情勢への日本の政治的反応」の助成を受けたものである。